

周南市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について

周南市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月17日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市企業立地促進条例の一部を改正する条例

周南市企業立地促進条例（平成16年周南市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「平成25年総務省告示第405号」を「令和5年総務省告示第256号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市企業立地促進条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業者 営利を目的として事業を行う法人又は個人で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）大分類E－製造業に定める事業（以下「製造業」という。）を営む者</p> <p>イ～エ （略）</p> <p>(2)～(15) （略）</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業者 営利を目的として事業を行う法人又は個人で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）大分類E－製造業に定める事業（以下「製造業」という。）を営む者</p> <p>イ～エ （略）</p> <p>(2)～(15) （略）</p>